令和８年度[久喜提燈祭り」フォトコンテスト実施要綱

(目的)
第１条　「久喜提燈祭り天王様」の令和９年度以降のポスターの題材となる画像を公募するため、「久喜提燈祭りフォトコンテスト」（以下「フォトコンテスト」という。）を開催することを目的とする。

（主催）
第２条　フォトコンテストは、久喜市祭典委員会（以下「主催者」という。）が主催する。

（募集・被写体テーマ）
第３条　久喜提燈祭りの魅力や活気あふれる様子など、久喜提燈祭りの魅力を伝えるもの。

(応募規定)
第４条　フォトコンテストの応募作品は、次に掲げる要件を満たすものとする。
(1)フォトコンテストは、どなたでも応募可。
(2)応募作品は、令和８年度までの久喜提燈祭りにて撮影された写真で、応募者が著作権を有する未発表の作品とする。
(3)組み写真、合成、過度な画像補正は不可。ただし、トリミング、明暗、色調の補正は可。
(4)応募は、一人３点までとする。
(5)作品は、デジタルカメラで撮影した画素数3,000万（データサイズ10MB）以上で、jpgデータでのものとする。（スマートフォンで撮影した作品は不可）
(6)応募作品の著作権は撮影者に帰属するが、使用権は主催者に帰属するものとする。また、応募作品の写真は、観光、広報宣伝、プロモーション、展示等の目的で、ポスター、パンフレット、チラシ、インターネットWebサイト、新聞、雑誌、写真展等で使用する。また、利用の際に必要に応じて加工等されることがある。
このことについて、著作権者は、主催者による改変を認め、著作者人格権を行使しないものとする。
(7)人物を主題とした作品の場合は、被写体本人の承諾を得たものに限る。ただし、被写体が未成年の場合は、保護者の承諾も必要とする。
(8)フォトコンテストに応募しようとする者は、応募作品に別表１に定める応募用紙を添付して応募するものとする。
(9)被写体の知的財産権や肖像権の侵害、またはその他撮影行為に係る問題が生じた場合、主催者は一切の責任を負わない。

(対象外の作品)
第５条　写真撮影禁止場所での撮影や危険行為と思われる作品、その他公序良俗に反する恐れのある作品は審査対象外とする。

（応募期間）
第６条　募集期間は、令和８年８月１日（土）～令和８年９月15日（火）までとする。

（応募方法）
第７条　第４条第５号に規定する写真のデータを前条に規定する応募期間内に一般社団法人 久喜市観光協会へ持参又は大容量ファイル転送サービス等を使用して送信するものとする。

（審査）

第８条　審査は、主催者が委嘱した審査員にて入賞作品を決定する。

審査員は、祭典委員会役員をもって充てる。

（優秀作品及び賞品）

第９条　優秀作品及び賞品は、次のとおりとする。

優秀作品	作品点数	賞　　品
最優秀賞	1	賞状、3 万円
優秀賞	2	賞状、1 万円
入選	5	クオカード 5 千円分

(表彰の方法)

第 10 条　フォトコンテストの表彰は、10 月実施の「くきストリートフェスティバル 2026」にて行う。

最優秀賞、優秀賞受賞者に対し表彰状を授与する方法により、行うものとする。

（入賞者には 9 月 30 日迄に連絡させていただきます。）

(応募作品の展示)

第 11 条　会長は、前条の規定による表彰の実施後、第 9 条に掲げる優秀作品について市役所庁舎をはじめ多くの方が訪れる施設において一定期間展示するものとする。

(その他)

第 12 条　この要綱に定めるもののほかフォトコンテストに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年７月１日から施行する